

基金だより

2019年

9月

タイヤ

エナセーブ
RV505



産業品



(スポーツ用人工芝)

MIRAI E



(住宅用制震ダンパー)

DUNLOP



XXIO
YOUR PRESTIGE PARTNER

スポーツ



住友ゴム連合企業年金基金

基金決算のお知らせ

平成30年度

7月29日に開催されました第34回代議員会で、当基金の平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）決算が可決・承認されましたので、その概要をお知らせいたします。

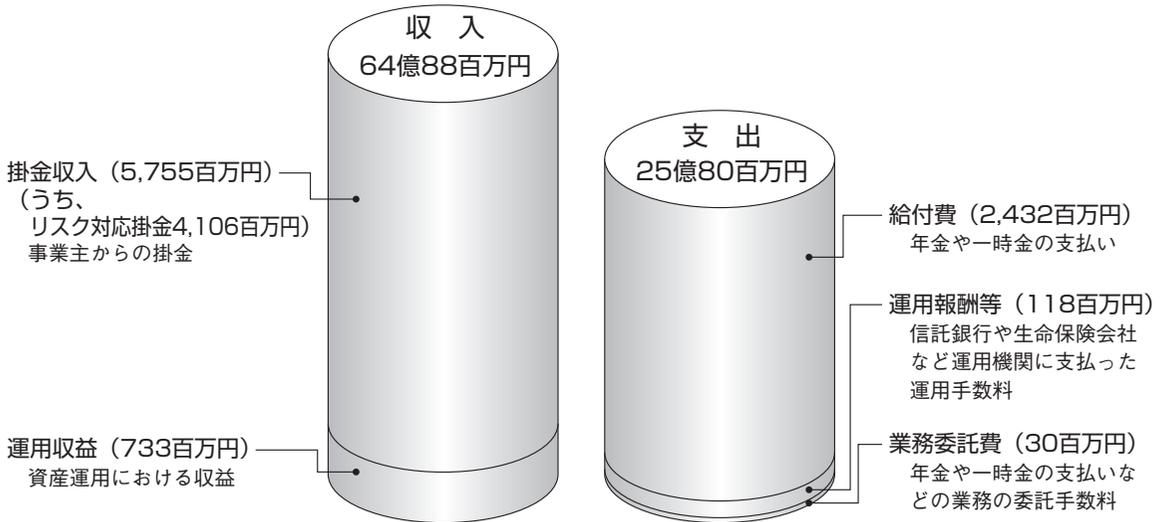


年金資産は 472億12百万円になりました

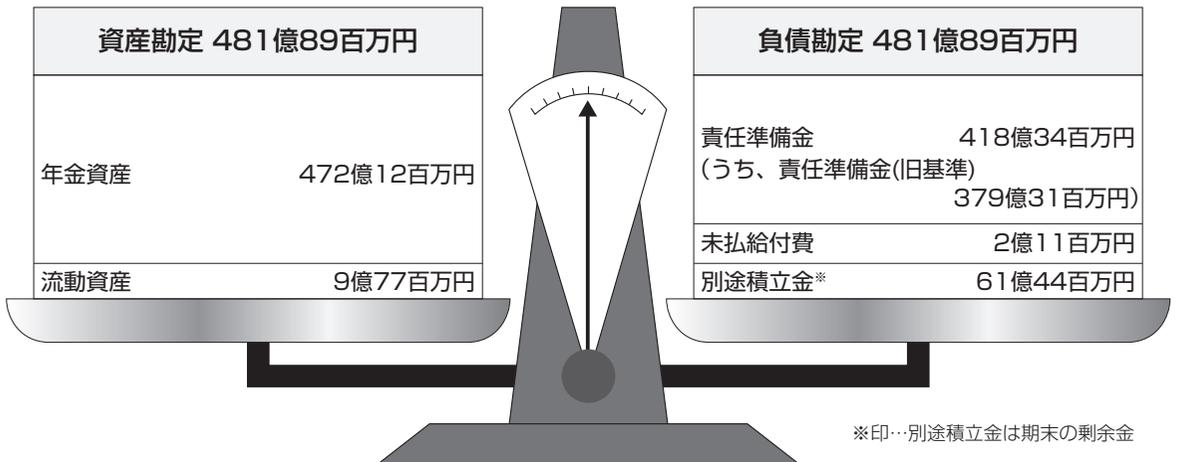
年金経理

年金・一時金の支払いや、その財源となる資産の積立状況をみる会計です。

（1年間の収支状況は… 基金の主な収入源である掛金、年金や一時金の支払い、年金資産の運用損益などの
（損益計算書） 1年間の収支を明らかにしています。）

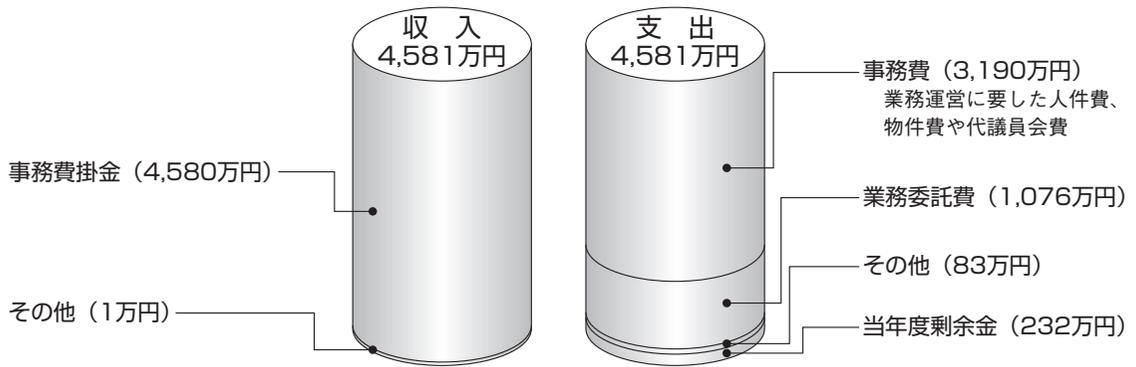


（当基金の財政状況は… 将来の年金・一時金給付のため、当年度末に必要な金額（責任準備金）に対し、
（貸借対照表） 実際に保有している資産がどれくらいあるかをチェックします。）



※印…別途積立金は期末の剰余金

平成30年度に実施した財政再計算（およびリスク対応掛金抛）により、「新財政運営基準」が導入されました。新基準により、原則年金資産の増加（旧基準の剰余金）分、責任準備金が増加することになり、剰余金が発生しにくくなりました。



決算のポイント① 積立水準の検証結果

基金は、毎決算時に、財政状況が健全であるかどうかについて継続基準、非継続基準の2つの基準で積立水準の検証を行うことが法令で定められています。年金受給権の保全のため、「非継続基準」による財政検証が重要となります。当基金は、いずれも定められた基準値を満たしています。

《継続基準》

基金が継続していくことを前提として将来の年金・一時金の支払いのために保有しておくべき年金資産（責任準備金）が計画どおり積立てられているかどうかの検証

継続基準による検証結果（基準値100%以上）

114% 純資産額 47,978百万円／責任準備金 41,834百万円

《非継続基準》

基金が解散したと仮定した場合に加入者や年金受給者に対し過去の加入期間に見合う年金を支払うために必要な年金資産が確保されているかどうかの検証

非継続基準による検証結果（基準値100%以上）

142% 純資産額 47,978百万円／最低積立基準額 33,637百万円

■検証の基礎数値

・純資産額 47,978百万円（流動資産＋年金資産－未払給付費）

・責任準備金 41,834百万円

将来の年金・一時金給付のため、当年度末で保有しておくべき理論上の積立金の額

・最低積立基準額 33,637百万円

基金が決算時点を基準として解散すると仮定した場合、それまでの加入期間に見合う加入者と受給者への給付を行うのに必要な積立金の額で年金数理人が算出します。

基金の現況

事業所数	加入者数	年金受給者	
27社	10,128人	1,695人	掛金額:5,801百万円／年
		1,019百万円	
	一時金受給者		(標準掛金) 1,584百万円
	(老齢給付金) 167人/	1,135百万円	(特別掛金) 65百万円
	(脱退一時金) 206人/	275百万円	(リスク対応掛金) 4,106百万円
	(遺族給付金) 10人/	36百万円	(事務費掛金) 46百万円

※納付は月単位。全事業所完納。

決算のポイント②

年金資産運用結果

平成30年度の株式市場は、前半は堅調な米国景気と円安を背景に上昇しましたが、後半はグローバル景気の減速や米中貿易問題、ブレグジットに対する懸念から下落に転じました。第4四半期には欧米中央銀行の慎重な金融引き締め姿勢から上昇に転じました。一方、債券市場は、前半は金利上昇(債券安)基調でしたが、後半は米中貿易問題、グローバル景気の減速懸念、原油価格の大幅下落、欧米利上げ懸念の大幅後退等により金利は低下(債券高)基調となりました。このような運用環境下、当基金の平成30年度運用利回りは1.67%となり、予定利率2.5%を下回りました。

平成30年3月末の資産クラス別の残高と割合、運用機関別の資産構成は以下のとおりです。

今後も、分散投資を基本とし、適切なリスク管理を行いながら、安全かつ効率的な管理及び運用に努めてまいります。

■平成30年度資産運用結果（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

	時価残高（百万円）	構成割合（%）	利回り（%）
国内債券	29,788	63.1	1.71
国内株式	5,105	10.8	▲6.70
外国債券	3,827	8.1	2.96
外国株式	4,560	9.7	7.88
その他資産	3,932	8.3	0.00
資産合計	47,211	100.0	1.67

さまざまなタイプの資産を組み合わせて運用しています

平成30年度に政策アセットミックス(政策的資産構成割合)を見直しました。この見直しにともない、運用機関や資産構成を変更しております。

■運用機関別資産構成

運用機関名	国内債券	ヘッジ債券	一般勘定	国内株式	外国債券	外国株式	オルタナ
三井住友信託銀行	○	○		○	○	○	○
生命保険会社（第一、日本、明治安田、住友）			○				
三井住友DSアセットマネジメント				○			
東京海上アセットマネジメント				○			
農中信託銀行				○			
シュローダー・インベストメント・マネジメント				○			
三菱UFJ信託銀行					○	○	
みずほ信託銀行							○
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント							○



長らく使っていない銀行預金が公益活動に活用されるようになって聞きました。詳しく教えてください。



2018年1月施行の「休眠預金等活用法」により、2009年1月1日以降に最後の取引をした預金等について、10年以上入出金などの取引がなく、名義人に連絡が取れない預金は、公益活動に活用されることになりました。



どんな預金や貯金が対象になるの？

「休眠預金等活用法」は、金融機関に眠ったままの預貯金を経済社会に活用する法律です。「2009年1月1日以降の最後の取引から10年以上放置された預貯金」は、2019年から発生します。2009年1月1日より前から取引がない預貯金は対象外です。

対象の金融機関は、銀行(外国銀行を除く)、信用金庫、ろうきん、農協などで、対象の預金は普通預金・通常貯金、定期預貯金、当座預貯金、定期積金など。定期預貯金などは満期日から10年の間、取引がない場合に対象になります。金額の上限はありません。



目的は？

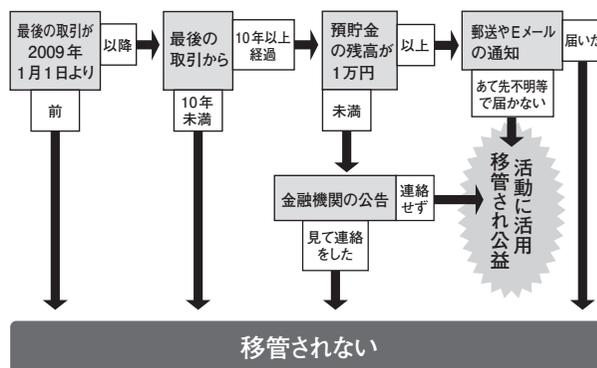
金融機関の役割は、経済発展のために資金を循環させることです。しかし、金融機関に長く放置され、連絡も取れない預貯金は、経済に活用されないままです。「休眠預金等活用法」に基づき、休眠預金が「預金保険機構」に移管されれば、民間の公益活動資金として有効活用されます。具体的には、民間の団体(NPOなど)が行う、子どもや若者の支援、日常生活が困難な人の支援、地域活性化などの成果が見込める活動が対象です。



休眠預金は没収されてしまうの？

ただし、10年放置されたらすぐに公益活動に回されるわけではありません。最後の取引から9年以上がたち、対象となり得る預貯金が1万円以上ある場合は、名義人に郵送またはEメールで通知されます。ここで連絡が取れば、預金保険機構に移管されません。1万円未満の名義人には通知が届きませんが、金融機関がWEBサイトなどで公告を行うので、それを見て問い合わせれば移管されません。自分の預貯金が休眠預金に該当するかどうかは、取引金融機関に問い合わせればわかります。

なお、預金保険機構に移管された後でも、名義人が通帳やキャッシュカード、本人確認書類などを持参すれば、取引金融機関でいつでも引き出せます。通帳やキャッシュカードを紛失しても、本人確認書類があれば引き出し可能です。



わたしが
お答え
します!

石原 敬子

いしはら けいこ

ライフプラン→マネープラン研究所 代表。CFP® 認定者。1級ファイナンシャル・プランニング技能士。証券会社に約13年勤務後、2003年に開業。対話重視の個人相談、行動を起こさせるセミナー講師、金融関連の執筆を行う。



孫へ教育資金の贈与を考えています。 非課税制度について教えてください。



孫へまとまった額の教育資金を支援しても贈与税が非課税となる措置が、2019年度税制改正で2021年3月末の贈与分まで延長されました。ただし、適用を受けるための要件も増えたので、せっかくの支援が課税対象にならないよう注意が必要です。



非課税制度のあらまし

今回取り上げる制度は、*孫（受贈者）が30歳になるまで、最大1500万円までは贈与税を非課税とするものです。対象となる教育資金は、学校の授業料等のほか、塾や習い事の費用、通学費や海外留学の渡航費、社会人となった後の一定の教育訓練費などで、その資金は金融機関等の専用口座に預け入れる必要があり、非課税適用の支出となるか否かはそのつど判断されます。

*受贈者には孫のみでなく子も含まれます。

今改正で新たに加わった要件

この制度はもともと2019年3月末までの時限措置でしたが、一部見直しの上で2年間延長されました（図表参照）。

まず、非課税措置の適用となる受贈者の年齢は一定要件のもと最長40歳まで拡大する一方、受贈者の所得要件が加わるほか、非課税扱いとなる教育資金に一部制約が設けられています。例えば、23歳以上で、学校等に在学しておらず、雇用保険制度の教育訓練給付金の対象でない支出は適用除外となります。資金を受贈者に贈与する時点では税金が課されなくても、その使い道次第で非課税対象となるか否かが問われるものです。

贈与後の相続にも注意が必要

さらに、今改正では、贈与者が亡くなった際、その3年前までの贈与にさかのぼり、非課税対象の教育費に該当しない額については相続税の課税対象となることになりました。

類似する「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」も、同様に受贈者の所得要件が加わった上で2年間延長されました。子や孫への生前贈与は、通常の贈与でも税制上は有利な税率ですので、さまざまな方法を組み合わせて行うのがよいでしょう。

図表●教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（2019年～2021年3月末に適用）

太字は改正点

贈与者	父母・祖父母	
受贈者	子・孫	
	年齢要件	30歳到達時まで ※条件②または③を満たす限りは最長40歳到達時まで(2019.7.1～)
	所得要件	贈与年の前年所得が1,000万円以下の場合に限る(2019.4.1～)
非課税対象	受贈者1人につき下記を合計して通算1,500万円を限度	
	学校等に直接払う教育費等は通算1,500万円まで	
	上記以外の塾や習い事などは通算500万円まで ※条件①を満たさず、②または③を満たさない場合は対象外(2019.7.1～)	
課税対象	適用の終了時	受贈者が年齢要件を満たさなくなると残額は贈与税の対象
	贈与者の死亡	相続時に、条件①、②、③のいずれかに該当する場合を除き、死亡前3年以内の贈与に対する残額は相続税の対象(2019.4.1～)

- 条 件
- ①受贈者が23歳未満である場合
 - ②受贈者が学校等に在学している場合
 - ③受贈者が教育訓練給付金の対象となる教育訓練を受講している場合

●アドバイス●

価値生活研究室

井上信一
いのうえ・しんいち

CFP®、1級ファイナンシャル・プランニング技能士、2級福祉住環境コーディネーター。マネーセミナー講師、個別相談など多数従事。高齢世帯や障がいのある家族のお金の問題に積極的に取り組むほか、成年後見人としても活動。

年金にかかる税金

- 年金による収入には「雑所得」として所得税・住民税がかかりますが、基金からの年金は、国の年金と同じ「公的年金等控除」の対象となり、個人年金等の私的年金より優遇されています。
- 企業年金基金からの年金支給時に一律7.5%復興特別所得税を源泉徴収します。年税額は確定申告によって精算する必要があります。

1 申告税額の計算方法

Step 1 年金等の収入から所得額を求める

$$\text{公的年金等収入十給与収入} - \text{公的年金等控除十給与所得控除} = \text{所得額}$$

公的年金等控除額の計算方法(抜粋)

年齢	その年の公的年金等の総収入金額(A)	公的年金等控除額
65歳未満	130万円未満	70万円
	130万円以上410万円未満	A×25%+37.5万
65歳以上	330万円未満	120万円
	330万円以上410万円未満	A×25%+37.5万円

70万円まで
非課税

120万円まで
非課税

Step 2 課税対象となる所得額を求める

$$\text{所得額} - \text{所得控除} = \text{課税所得額}$$

(主な所得控除の種類)

医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除など

Step 3 課税所得額に税率を掛けて申告税額を求める

$$\left[\text{課税所得額} \times \text{税率} - \text{控除額} \right] - \text{税額控除*} = \text{申告税額}$$

* 税額控除：配当控除、住宅ローン控除など

税率と控除額(抜粋)

課税所得額	税率	控除額
195万円以下	5.105%	-
195万円超330万円以下	10.21%	9万9,547.5円
330万円超695万円以下	20.42%	43万6,477.5円

2 所得税額計算の例

【条件】 現在68歳、収入額270万円(国の年金200万円+企業年金70万円)、
所得控除額85万円、他の収入なし
源泉徴収税額53,602円(国の年金0円+企業年金53,602円)

$$\left(\begin{array}{l} \text{国の年金額} \\ 200万円 \end{array} + \begin{array}{l} \text{企業年金額} \\ 70万 \end{array} \right) - \begin{array}{l} \text{公的年金等控除額} \\ 120万円 \end{array} = \begin{array}{l} \text{所得額} \\ 150万円 \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{所得額} \\ 150万円 \end{array} - \begin{array}{l} \text{所得控除額} \\ 85万円 \end{array} = \begin{array}{l} \text{課税所得額} \\ 65万円 \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{課税所得額} \\ 65万円 \end{array} \times \begin{array}{l} \text{所得税率} \\ 5.105\% \end{array} = \begin{array}{l} \text{申告税額} \\ 33,182円 \end{array}$$



$$\begin{array}{l} \text{源泉徴収税額} \\ 53,602円 \end{array} - \begin{array}{l} \text{申告税額} \\ 33,182円 \end{array} = \begin{array}{l} \text{還付税額} \\ 20,420円 \end{array}$$

解答

【パズルに挑戦!】

1	カ	イ	マ	ス	イ
2	メ	ン	チ	カ	ツ
3	ソ	オ	ヤ	シ	オ
4	ウ	ビ	マ	ヨ	イ
5	カ	キ	タ	マ	ク
6	シ	ミ	ス	マ	ツ
7	タ	ン	ネ	ウ	チ

答 スイチユウカ

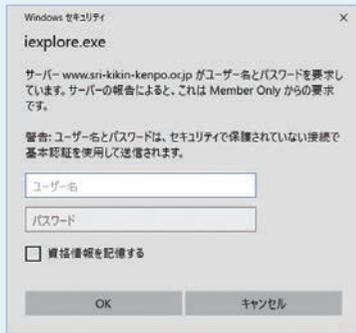
住友ゴム連合企業年金基金の

ホームページをご覧ください

加入者専用のページを開くには

ユーザー名：srikikin

パスワード：10050を入力してください。



ホームページアドレス

<http://www.sri-kikin-kenpo.or.jp/kikin>

パズルに挑戦!

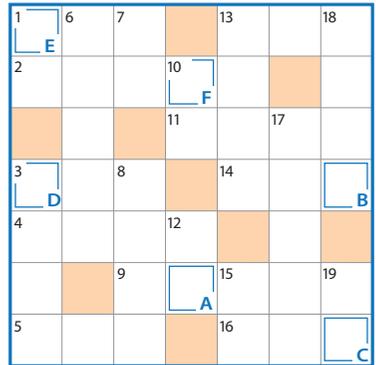
クロスワードを完成させて、
A~Fに入る文字を
つなげましょう。



ヨコのカギ

- ① 鳥と協力する漁法。長良川のは有名です
- ② コロケに似ているけど、中身はひき肉メイン
- ③ 上品で奥ゆかしくてキレイ。——な装いの貴婦人
- ④ フワフワのタマゴが具になっているお吸い物
- ⑤ ぐるっとU——して、180度の方向転換
- ⑥ 雨続きで洗濯物を外に干せないから、毎日——が活躍しているの
- ⑦ ——を聞いて十を知る
- ⑧ レバーにはAが、レモンにはCが豊富です
- ⑨ 組み合わせが不釣り合い。これを狙うファッションもあるかな?
- ⑩ 日本海流の別名は黒潮、では千島海流の別名は?
- ⑪ 歯を抜くために、局所——をかけました
- ⑫ 一時の気の——で、変な行動をとってしまった
- ⑬ この性能でこの価格、お——な品ですよ

- ① この木には酸っぱい漬物にする実がなります
- ② スペースを有効利用した——収納があるキッチン
- ③ 雨続きで洗濯物を外に干せないから、毎日——が活躍しているの
- ④ ——を聞いて十を知る
- ⑤ レバーにはAが、レモンにはCが豊富です
- ⑥ 猫が——を洗うと雨になると言うけど、本当かな?
- ⑦ ニジ——ヒメ——カラフト——
- ⑧ 愛媛県の県庁所在地
- ⑨ 軽はずみな——はやめておきなさい
- ⑩ グルメとも呼ばれます
- ⑪ 破竹の——で突き進む
- ⑫ 6月第3日曜日は「——の日」です



答 A B G D E F

パズル制作/ニコリ
パズルの解答はP.7をご覧ください。